

選管第85号
平成25年6月18日

不在者投票指定施設等の病院長・施設長 殿

神奈川県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

不在者投票指定施設等における不在者投票に市区町村選挙管理委員会
が選定した立会人等を立ち合わせる事等について (通知)

平素から選挙事務に対してご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度公職選挙法等が改正され、この夏の参議院議員通常選挙から、不在者投票
管理者は不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務規定が設け
られました。

つきましては、貴病院、貴施設におかれましても、次により、市区町村選挙管理委員会
(政令指定都市にあっては区選挙管理委員会) が選定した立会人 (以下「外部立会人」と
いいます。) を立ち合わせる取組等を積極的に進めてくださいますようお願いいたします。

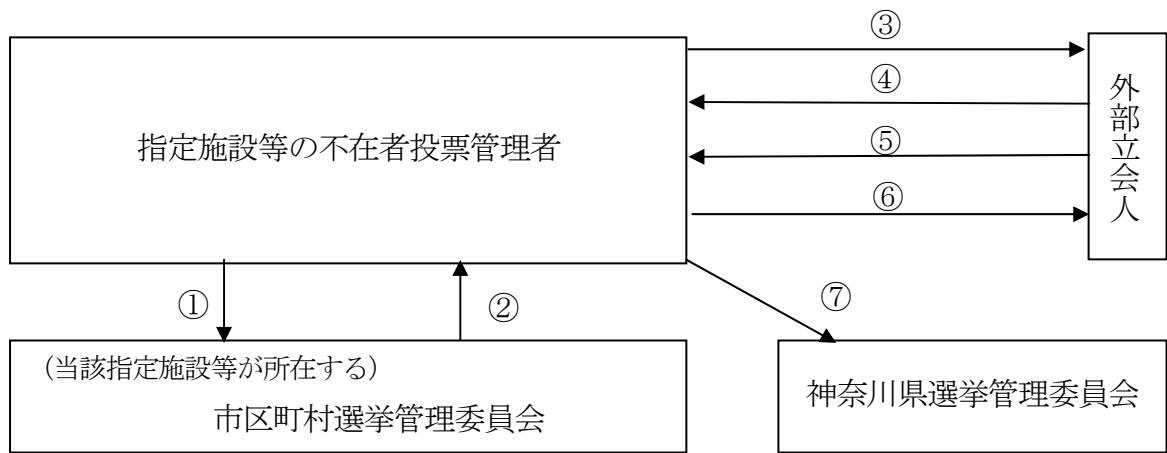
1 外部立会人の選定方法

外部立会人は、不在者投票指定施設等 (以下「指定施設等」といいます。) からの選
定依頼を受けて、所在する市区町村選挙管理委員会が作成した名簿の中から選定するこ
とが原則とされていますが、具体的な選定手続については、指定施設等が所在する市区
町村の選挙管理委員会 (政令指定都市にあっては区選挙管理委員会) にお尋ねください。

なお、市区町村選挙管理委員会が作成した名簿から外部立会人を選定する場合、概ね
次の手順によることとなりますので、参考としてください。

- ① 市区町村選挙管理委員会に対し希望する日時を連絡する (別紙1)
- ② 市区町村選挙管理委員会から選定結果の通知を受ける
- ③ 外部立会人に対して立会人選任書 (別紙2) を送付する
- ④ 外部立会人から立会人承諾書 (別紙3) の送付を受ける
- ⑤ 定められた日時に不在者投票を実施、外部立会人が立ち会う
- ⑥ 外部立会人に報酬等を支払う
- ⑦ 立会いに要する経費を県選管に請求する (別紙4)

※ 別紙4は、別途、県選挙管理委員会から、不在者投票事務処理要領等に併せて指定施設
等あて送付します。



2 市区町村選挙管理委員会への外部立会人の選定依頼等

- (1) 不在者投票管理者は、外部立会人の選定を依頼する場合は、速やかに、当該指定施設等が所在する市区町村選挙管理委員会(政令指定都市にあっては区選挙管理委員会)に電話等でご連絡ください。その際、外部立会人の選定を依頼される指定施設等にあっては、不在者投票の実施日時の候補をいくつか決めておいてくださいますようお願いいたします。
- (2) 急な選定依頼を受けましても市区町村選挙管理委員会が対応できない可能性がありますので、選定依頼をする場合は、選定手続に必要な期間を考慮して市区町村選挙管理委員会へご連絡くださいますようお願いいたします。
- (3) 市区町村選挙管理委員会から指定施設等へてに選定依頼の有無等を確認するため連絡が入る場合があります。外部立会人の選定を依頼される指定施設等にあっては、速やかに不在者投票の実施日時の候補をいくつか決めておいてくださいますようお願いいたします。
- (4) 外部立会人の候補者の多くは、選挙管理委員会の職員ではありません。具体的には市区町村選挙管理委員会によって異なりますが、明るい選挙推進協議会の委員や民生委員その他の方によって構成されています。
外部立会人には、選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票の手続に立ち会っていただきますが、不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定権を持つのは不在者投票管理者であることにご留意ください。

3 外部立会人の謝金及び旅費

(1) 支給額

外部立会人^{*1}を立ち合わせ、その経費（当該外部立会人への謝金及び旅費）を支払った場合、実際に支払った額又は10,700円（旅費を含む）のうち少ない額を上限として、県から経費が支給されます。

ただし、上記金額は8.5時間分であるため、これに満たない場合は従事時間に応じた金額（1時間当たり1,258円^{*2}）が上限になります。

$$\text{支給額} = @1,258 \text{ 円}^{*2} \times \text{従事時間数}^{*3}$$

※1 市区町村等の職員を選定した場合は県からの経費支給の支払い対象とはなりません。

※2 旅費を含む金額です。

※3 従事時間数：

1 回当たり 7 時間以下 → 1 時間未満は 1 時間に切り上げ

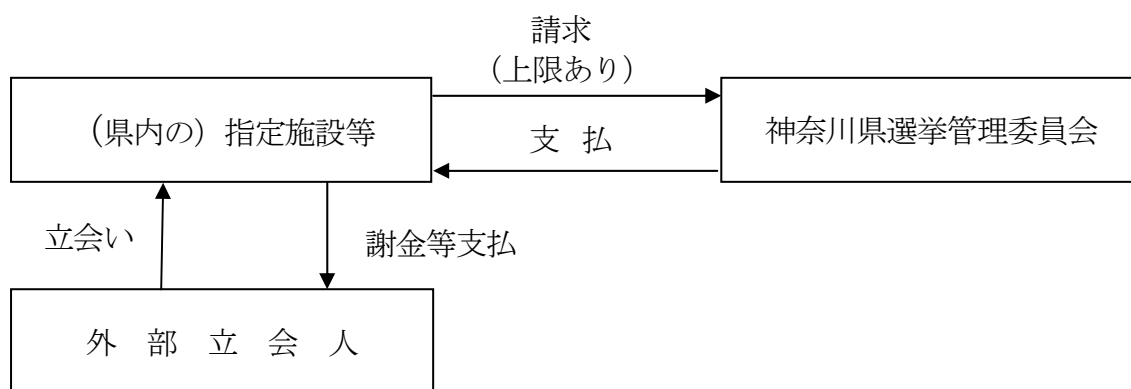
〃 7 時間超(8.5 時間未満) → 1 日 (8.5 時間)

(2) 支給の流れ

①外部立会人に対して謝金及び旅費を支給

外部立会人から謝金領収書等を受取ってください

②神奈川県選挙管理委員会に別添経費請求書により請求



※ 以上は、参議院議員通常選挙についてのものであり、衆議院又は参議院議員の補欠選挙や地方選挙の場合は請求先等が異なります(例:市町村議会議員及び市町村長は市町村選挙管理委員会)。選挙の際に、当該選挙を管理する選挙管理委員会からお知らせします。

※ なお、別に、不在者投票に要する経費(不在者投票を行った選挙人1人につき727円)も従来どおり支給されますので、あわせてご請求ください。

4 その他

(1) 成年被後見人の選挙権の回復

7月1日以後に公示又は告示される選挙について、成年被後見人の選挙権が回復されます。貴病院、貴施設に成年被後見人の方がいらっしゃる場合には、回復された選挙権が円滑に行使できるよう、投票用紙の代理請求など不在者投票に係る手続において遺漏がないようご注意ください。

(2) 代理投票における補助者の要件等

① 代理投票が行われる場合、補助者2名を定めていただくこととなりますが、補助者の要件が改正され、不在者投票においては「不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから」定めていただくこととなりますので、ご注意ください。

② 選挙人の家族や付添人等は、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者（以下「補助者」といいます。）となることはできないため、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできません。

このことから、補助者は、投票の記載をする場所における投票手続に入る前に、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うなど、適切にご対応ください。

また、代理投票が認められる選挙人の様子は様々であることから、投票の記載をする場所における投票手続に入った後には、選挙人本人の意思確認に当たっては、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく対応いただくことが重要になってまいりますので、その意思確認に十分努めてくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先
担当 田中
電話 (045)210-3179

平成 25 年 月 日

(市区町村選挙管理委員会) あて

(病院・施設名) 長 ○○ ○○

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、次のとおり、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第 9 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

1 日 時 平成 25 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

2 所在地

3 施設名

〔 施設担当者氏名 ○○ ○○
電話番号
E メールアドレス又はファクシミリ番号 〕

平成25年 月 日

立会人選任書

(立会人の氏名) ○○ ○○ 殿

(病院・施設の名称)

(病院長・施設長の氏名) ○○ ○○ 印

あなたを、次のとおり、平成25年 月 日執行参議院選挙区・比例代表選出議員選挙について、当院（当施設）における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は立会開始時刻の 分前までに に、おいでください。

また、立会いを承諾いただける場合は、立会人承諾書を当院長（当施設長）あて御提出ください。

1 立会日時 平成25年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

2 不在者投票の実施場所

3 謝金及び旅費支給予定額

円(積算根拠@1,258円×時間※)

※1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、7時間を超えて8.5時間未満の場合は、1日(8.5時間分=10,700円)としてください。

印鑑の携行など、立会人への連絡事項があれば、適宜記載してください。

施設担当者氏名 ○○ ○○
電話番号
Eメールアドレス又はファクシミリ番号

平成25年 月 日

立 会 人 承 諾 書

(病院長・施設長氏名) ○○ ○○ 殿

(住 所)

(電話番号)

(立会人氏名) ○○ ○○ 印

次のとおり、平成25年 月 日執行参議院選挙区・比例代表選出議員選挙
について、貴院（貴施設）における不在者投票の立会人になるべきことを承諾
します。

1 立会日時 平成25年 月 日（ ）
時 分 ～ 時 分

2 不在者投票の実施場所

経費請求書

平成25年執行の参議院比例代表選出議員選挙・選挙区選出議員選挙における不在者投票立会人に関する経費を次のとおり請求します。

ただし、請求者と口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

平成 25 年 月 日

神奈川県知事 殿

不在者投票立ち会いの実績

黒枠の中はすべて記入してください。

立 会 日	平成25年 月 日
立 会 時 間	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分
立 会 場 所	
外部立会人氏名※1	
不在者投票総数	
要した経費の額※2,3	

※1 経費の請求ができるのは、市区町村選挙管理委員会が選定した者を立ち会わせただけに限ります。

※2 実際に支払った額を記載してください。ただし、1日につき10,700円(旅費を含む8.5時間分)を上限とし、一部の時間について従事した場合は、@1,258円(旅費を含む)×従事時間数を上限とします。

※3 従事時間数：1回当たり7時間以下 → 1時間未満は1時間に切り上げ
 " 7時間超(8.5時間未満) → 1日(8.5時間)

請 求 者

所在地	(〒 -)		
施設名称 (正式名称)			
施設の長(院長)の職名	施設の長(院長)の氏名	※印は施設の長(院長)の職印又は私印。(施設名印は不可)	
電話番号	() - 内線	担当者	所属 氏名
次の口座への振込みをお願いします。			

請求金額振込先

振込先 銀行等名	銀行	支店	預金種別	普通・当座・その他
店番号	口座番号 (7桁未満の場合は右詰で記入し、空欄を「0(ゼロ)」で埋めてください。)	フリガナ	※必ず記入してください。	
		口座名義人	※通帳の記載のとおり正確に記入してください。	

◎ 注意1 請求の際には、次の書類を添付してください。

- ・ 市区町村選挙管理委員会の発行した立会人に係る選定通知の写し
- ・ 外部立会人から受領した謝金(報酬金)の領収書の写し

◎ 注意2 この請求書は、神奈川県内の施設にあっては、神奈川県選挙管理委員会(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)あて送付してください。

また、神奈川県外の施設にあっては、施設の所在する都道府県知事に請求してください。

◎ 注意3 この用紙はコピーして使用できます。

市区町村の選挙管理委員会所在地等一覧

市区町村名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
横 浜 市	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-3337
鶴 見 区	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1660
神 奈 川 区	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7014
西 区	220-0051	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8314
中 区	231-0021	横浜市中区日本大通35	045-224-8116
南 区	232-0018	横浜市南区花之木町3-48-1	045-743-8114
港 南 区	233-0004	横浜市港南区港南中央通10-1	045-847-8308
保 土 ヶ 谷 区	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6207
旭 区	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6012
磯 子 区	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2315
金 沢 区	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7712
港 北 区	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2213
緑 区	226-0013	横浜市緑区寺山町118	045-930-2213
青 葉 区	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2205
都 筑 区	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2215
戸 塚 区	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8315
栄 区	247-0005	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8315
泉 区	245-0016	横浜市泉区和泉町4636-2	045-800-2315
瀬 谷 区	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5615
川 崎 市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-3425
川 崎 区	210-8570	川崎市川崎区東田町8	044-201-3124
幸 区	212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6604
中 原 区	211-8570	川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3128
高 津 区	213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1	044-861-3124
宮 前 区	216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3126
多 摩 区	214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3128
麻 生 区	215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5109
相 模 原 市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8290
緑 区	252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21	042-775-8820
中 央 区	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-9259
南 区	252-0377	相模原市南区相模大野5-31-1	042-749-2117
横 須 賀 市	238-0006	横須賀市日の出町1-5ヴェルクよこすか2F	046-822-8499
平 塚 市	254-8686	平塚市浅間町9-1	0463-21-8795
鎌 倉 市	248-8686	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3874

市区町村名	郵便番号	所在地	電話番号
藤 沢 市	251-0026	藤沢市鶴沼東1-2 藤沢プラザ本館5階	0466-50-3564
小 田 原 市	250-8555	小田原市荻窪300	0465-33-1741
茅ヶ崎 市	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111
逗 子 市	249-8686	逗子市逗子5-2-16	046-872-8154
三 浦 市	238-0235	三浦市城山町6-1	046-882-1111
秦 野 市	257-8501	秦野市桜町1-3-2	0463-82-9661
厚 木 市	243-8511	厚木市中町3-17-17	046-225-2490
大 和 市	242-8601	大和市下鶴間1-1-1	046-260-5542
伊 勢 原 市	259-1188	伊勢原市田中348	0463-94-4711
海 老 名 市	243-0492	海老名市勝瀬175-1	046-235-4905
座 間 市	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-8481
南 足 柄 市	250-0192	南足柄市関本440	0465-73-8039
綾 瀬 市	252-1192	綾瀬市早川550	0467-70-5646
葉 山 町	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	046-876-1111
寒 川 町	253-0196	高座郡寒川町宮山165	0467-74-1111
大 磯 町	255-8555	中郡大磯町東小磯183	0463-61-4100
二 宮 町	259-0196	中郡二宮町二宮961	0463-71-3311
中 井 町	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56	0465-81-1111
大 井 町	258-8501	足柄上郡大井町金子1995	0465-85-5001
松 田 町	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-83-1221
山 北 町	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4	0465-75-3643
開 成 町	258-8502	足柄上郡開成町延沢773	0465-84-0310
箱 根 町	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-7111
真 鶴 町	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1	0465-68-1131
湯 河 原 町	259-0392	足柄下郡湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111
愛 川 町	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1	046-285-2111
清 川 村	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	046-288-1212

神 奈 川 県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3179
---------	----------	------------	--------------